

令和3年9月定例会 教育長報告

行 事 表	
9月 7日(火)	市議会定例会（～30日）
9月11日(土)	教師ミニミニ体験開校式（二ツ井町庁舎 大会議室）
9月17日(金)	第57回能代市山本郡公民館大会（能代市文化会館）
9月22日(水)	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）
〃	能代市校長会第2回校長研修会（能代第一中）
9月29日(水)	令和3年度 能代市教育委員会学校訪問（二ツ井小）
10月 7日(木)	登校時一声運動（二ツ井駅）
10月19日(火)	令和3年度 能代市教育委員会学校訪問（第四小）
10月21日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 庁議室）

議案第26号

能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について

能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

能代市立小中学校通学区域に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の次に「、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により」を加え、「入学する」を「就学する」に、「入学すべき学校」を「就学すべき学校（以下「就学学校」という。）」に改める。

第2条第2項を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「学校を」を「就学学校を」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第2条第1項の規定にかかわらず」を「学校教育法施行令第8条の規定により」に、「学校」を「就学学校」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童生徒が在学中、別に定めるところにより、教育委員会から小規模特認校への就学の承認を受けた場合は、就学学校の指定を小規模特認校に変更したものとみなす。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（就学学校の指定）

第3条 能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、通学区域に基づき児童生徒の就学学校を指定し、当該児童生徒の保護者に対して通知するものとする。

2 教育委員会は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第32条第1項の規定に基づき、別に定めるところにより、小規模特認校への就学を承認した児童生徒については、前項の規定にかかわらず、小規模特認校を当該児童生徒の就学学校に指定することができる。

様式第1号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第2号中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

令和4年度から通学区域外からの転入学を認める小規模特認校制度を実施することに伴い、小規模特認校を就学学校に指定する規定を加えようとするものである。

○能代市立小中学校通学区域に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第14号）
新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、能代市立小中学校に<u>入学する児童生徒の入学すべき学校</u>を指定するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通学区域) 第2条 児童生徒の通学区域は、別表のとおりとする。 <u>2 能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、入学する児童生徒の保護者に、就学学校を通知するものとする。</u></p> <p>(住所変更) 第3条 教育委員会は、児童生徒が在学中、他の通学区域に住所を変更したときは、<u>就学学校を保護者に通知するものとする。</u></p> <p>(指定変更) 第4条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、<u>第2条第1項の規定にかかわらず指定した学校を変更することができる。</u></p> <p>(指定変更の申請) 第5条 保護者は、指定された<u>学校</u>を変更しようとするときは、<u>就学学校指定変更申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(指定変更の承認) 第6条 教育委員会は、前条の申請を承認したときは、<u>就学学校指定変更承認通知書（様式第2号）により保護者に通知する。</u></p> <p>(その他) 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、<u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定により、能代市立小中学校に就学する児童生徒の就学すべき学校（以下「就学学校」という。）</u>を指定するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(通学区域) 第2条 児童生徒の通学区域は、別表のとおりとする。</p> <p>(就学学校の指定) 第3条 能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、<u>通学区域に基づき児童生徒の就学学校を指定し、当該児童生徒の保護者に対して通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第32条第1項の規定に基づき、別に定めるところにより、小規模特認校への就学を承認した児童生徒については、前項の規定にかかわらず、小規模特認校を当該児童生徒の就学学校に指定することができる。</u></p> <p>(住所変更) 第4条 教育委員会は、児童生徒が在学中、他の通学区域に住所を変更したときは、<u>就学学校を保護者に通知するものとする。</u></p> <p>(指定変更) 第5条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、<u>学校教育法施行令第8条の規定により指定した就学学校を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>児童生徒が在学中、別に定めるところにより、教育委員会から小規模特認校への就学の承認を受けた場合は、就学学校の指定を小規模特認校に変更したものとみなす。</u></p> <p>(指定変更の申請) 第6条 保護者は、指定された<u>就学学校</u>を変更しようとするときは、<u>就学学校指定変更申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(指定変更の承認) 第7条 教育委員会は、前条の申請を承認したときは、<u>就学学校指定変更承認通知書（様式第2号）により保護者に通知する。</u></p> <p>(その他) 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

議案第27号

能代市立小学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について

能代市立小学校小規模特認校制度に関する要綱を次のように定める。

令和3年9月22日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立小学校小規模特認校制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童の個性や豊かな人間性を育むとともに、学校の教育活動の活性化を図るために実施する、能代市立小中学校通学区域に関する規則（平成18年教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第3条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、特色ある教育活動を実施する小規模校として定める小学校（以下「小規模特認校」という。）に、市内全域から就学できる制度（以下「小規模特認校制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校は、能代市立浅内小学校とする。

(対象児童)

第3条 小規模特認校制度により就学できる児童（以下「対象児童」という。）は、小規模特認校の通学区域（規則第2条に規定する通学区域をいう。以下同じ。）外の児童であって、市内小学校に在学中又は翌年度から就学する予定である児童とする。

(就学可能人数)

第4条 小規模特認校制度により就学できる児童の人数（以下「就学可能人数」という。）は、能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が小規模特認校の校長（以下「特認校校長」という。）と協議の上、毎年度、決定するものとする。

(就学の時期及び期間)

第5条 小規模特認校制度により就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。

ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 小規模特認校制度により就学する期間は、卒業するまでとする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、小規模特認校制度により就学した児童

が、やむを得ない事情により小規模特認校への就学が困難となった場合は、当該児童の通学区域の小学校に就学させることができるものとする。

(就学の申請)

第6条 小規模特認校制度による就学を希望する対象児童の保護者は、小規模特認校就学申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(面談)

第7条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、特認校校長とともに保護者との面談を実施するものとする。

(就学の承認等)

第8条 教育委員会は、前条の面談の結果を基に、特認校校長と協議の上、就学の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、申請のあった児童の人数が就学可能人数を上回るときは、教育委員会が別に定める方法により選考を行うものとする。

3 教育委員会は、就学の可否の結果について、小規模特認校就学承認通知書(様式第2号)又は小規模特認校就学不承認通知書(様式第3号)により、保護者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 小規模特認校制度により就学する児童の保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 就学の承認を受けた小規模特認校の教育方針を理解し、学校活動に協力すること。

(2) 卒業まで、児童を小規模特認校に就学させることに努めること。

(3) 通学にあたっては、特認校校長と協議の上、保護者の負担と責任において行うこと。

(就学の取消し)

第10条 教育委員会は、就学を承認した後において、保護者の申請内容及び面接内容が事実と相違していると認められたとき又は就学の目的に沿わない事由が生じたときは承認を取り消し、小規模特認校就学取消通知書(様式第4号)により、保護者に通知するものとする。

(中学校への入学)

第11条 小規模特認校制度により就学した児童が進学する中学校については、当該児童の通学区域の中学校とする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行し、令和4年4月1日以後に小規模特認校制度により就学する児童について適用する。

提案理由

令和4年度から通学区域外からの転入学を認める小規模特認校制度を実施することに伴い、就学手続き等について定めようとするものである。

能代市教育委員会 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号
(児童との続柄)

小規模特認校就学申請書

小規模特認校への就学について、下記により申請します。

記

児 童	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生	
希 望 学 年	能代市立浅内小学校 第 学年		
就 学 希 望 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
通学方法・通学時間	徒歩 自家用車 その他 () 通学時間 (分)		
小規模特認校への就学を希望する具体的理由			

様

能代市教育委員会



小規模特認校就学承認通知書

小規模特認校への就学について、下記のとおり承認します。

記

児 童	フリガナ			男 ・ 女
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日生
保 護 者	氏 名		児童との 続柄	
	住 所			
	電 話 番 号			
特認校及び学年	能代市立浅内小学校 第 学年			
就 学 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
遵 守 事 項	(1) 就学の承認を受けた小規模特認校の教育方針を理解し、学校活動に協力すること。 (2) 卒業まで、児童を小規模特認校に就学させることに努めること。 (3) 通学は、当該校長と協議の上、保護者の責任と負担において行うこと。			
備 考				

様

能代市教育委員会



小規模特認校就学不承認通知書

小規模特認校への就学について、下記のとおり不承認とします。

記

児 童	フリガナ			男 ・ 女
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		
保 護 者	氏 名		児童との 続柄	
	住 所			
	電 話 番 号			
不承認とした理由				

様

能代市教育委員会



小規模特認校就学取消通知書

小規模特認校への就学について、下記のとおり取り消します。

記

児 童	フリガナ 氏 名			男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日生		
保 護 者	氏 名		児童との 続柄	
	住 所			
	電 話 番 号			
特認校及び学年		能代市立浅内小学校 第 学年		
取 消 期 日		年 月 日		
取 消 理 由				